

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（中部ブロック）

令和 5 年 6 月 1 3 日

関係省庁地方支分部局申し合わせ

1. 趣旨

令和 5 年 4 月 2 8 日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定に基づき、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係省庁の連携の下、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組むため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（中部ブロック）（以下「連絡会議（中部ブロック）」という。）を開催する。

2. 構成等

（1）構成員

連絡会議（中部ブロック）の構成員は、別添のとおりとする。ただし、必要があると認められるときは、構成員を変更することとする。

（2）対象地域

長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

3. 議事

連絡会議（中部ブロック）には、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者が出席することができるものとする。

4. 事務処理

連絡会議（中部ブロック）に関する事務は、経済産業省中部経済産業局において処理する。

5. 会議の公開等

連絡会議（中部ブロック）は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に経済産業省中部経済産業局ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

6. その他

連絡会議（中部ブロック）の運営に関する事項その他必要な事項は、経済産業省中部経済産業局が定める。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（中部ブロック）
構成員一覧

省庁名	地方支分部局役職
総務省	信越総合通信局長
	東海総合通信局長
厚生労働省	東海北陸厚生局長
	愛知労働局長
農林水産省	東海農政局長
経済産業省	中部経済産業局長
国土交通省	中部地方整備局長
	中部運輸局長
環境省	中部地方環境事務所長
中部電力株式会社	
原子力発電環境整備機構	